令和８年度福島県水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、東北地方の一番南に位置し、全国３位の広大な面積を有し多様な地形や気候のもと、それぞれの地域の自然条件を生かして、様々な特色ある作物を生産している。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により一時大幅に落ち込んだ農業産出額は、令和６年は前年から７１１億円増の総額２，８７４億円となり、米の産出額が対前年比約1.93倍となったことも貢献し、初めて震災前の農業産出額を上回った。

本県の農業産出額の約３０％を占めてきた米の令和７年の主食用作付面積は、備蓄米の買入れが中止されたことや米価高騰を反映した飼料用米からの回帰により６７，０００ｈａ（前年比＋１０，５００ｈａ）となった。

水稲においては非主食用米における飼料用米の作付けが約４割、加工用米とＷＣＳ用稲とがそれぞれ約３割を占め、新市場開拓用米への取り組みが少ない状況にある。また水稲以外の麦・大豆、高収益作物の作付けは水田（全水稲＋戦略作物等作付面積）の約３％に過ぎない。

農家所得の安定確保と地域農業の持続的な発展を図るため、今後とも生産者に対して主食用米の過剰な作付は供給過多による価格下落を招く懸念があることを十分に認識してもらうとともに、将来に向け中長期的に多様な水田農業を構築する必要があることを伝えていくことが重要である。

このため、備蓄米や飼料用米への転換維持に取り組むとともに、水稲においては食品産業から需要のある加工用米、新市場開拓用米、ＷＣＳ用稲、水稲以外では麦・大豆、飼料作物、収益性の高い園芸作物等への作付転換をより一層促進し、自給率向上とも連動した需要に応じた水田農業の構築に取り組む必要がある。

また、「６０ｋｇ当たり価格」から「１０ａ当たり収入」、さらには「時間当たり所得」への意識転換を生産者に促し、多収品種の栽培や多収栽培技術、低コスト・省力栽培技術の導入を推進するほか、競争力のある価格と十分な所得を確保することを目標に取り組む必要がある。

主食用米については事前契約を拡大し、本県産米需要の早期確保を実現するとともに、安定的な販売を確立することが不可欠である。

担い手の状況は、認定農業者数が令和５年度末において６，８８７経営体と令和４年度から９５経営体減少した。担い手への農地の集積率は令和５年度末で４１．７％と令和４年度より約１％上昇したものの、担い手の経営規模拡大は徐々に難しくなっている状況にある。

今後は、それぞれの地域で策定した「地域計画」に基づいて、新規参入も含めた多様な担い手を確保し、耕作放棄地の拡大に歯止めをかける必要がある。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

（１）多様な水田農業の確立推進

本県は、水田における転換作物として備蓄米や飼料用米の取り組みに特化

している現状にある。今後は地域農業再生協議会ごとに地域の実態に応じた振興品目を設定し、中長期的に多様な水田農業の確立を図る。

県全体としては、水稲においては備蓄米や飼料用米に加え、実需からの要望が高い加工用米、新市場開拓用米、ＷＣＳ用稲、水稲以外では食料安全保障や省力的な作業体系による大規模経営体の育成の観点から麦・大豆、高収益作物等の生産拡大を重点的に推進する。

（２）収益性・付加価値の向上

高収益作物については「水田農業高収益化推進計画」に基づき、地域農業再生協議会ごとに高収益作物の導入を促進するとともに、麦・大豆については団地化・湿害対策により収量・品質を確保し、収益性向上を推進する。

また、実需者(加工・業務)との連携を進め、需要のある作物への転換を進める。

（３）新たな市場・需要の開拓

加工用米については、加工米飯や米菓・味噌・醤油等低価格帯も含め取り組みを推進する。

新市場開拓用米については、「コメ新市場開拓等促進事業」を活用し、需要者と一体となり面積増に取り組む。

（４）生産・流通コストの低減

県および一部市町村と連携し、低コスト生産の実現に向け、既存の技術に加え、実用的なスマート農業技術の導入を推進し、低コスト生産技術の実証、普及を進める。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県の水田は水稲作が中心であるが、県事業である「麦・大豆等需要拡大・生産向上支援事業」等を活用し、麦・大豆、そば等、定着度の高い転換作物の作付拡大を推進する。併せて、連作障害回避のため、飼料用米等の非主食用米を体系に組み合わせた地域の実情に応じたブロックローテーションの確立を促していく。

畑地化については、令和７年度までの実績が８５６ｈａあり品目では、そばが約半数を占め、野菜、飼料作物の順に多くなっている。連作障害が少ない高収益作物については、産地化を進めるとともに畑地化へ誘導する。

そばは、これまで畑地化が進んだ品目であるが、作付けするほ場の条件や収益性など十分考慮して畑地化へ誘導する。

令和６～８年の３年間に７００ｈａの新規畑地化を目標とする。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

ア　令和８年産における主食用米の生産の目安は、令和７年産の生産実績と同じ、６７,０００ｈａ(備蓄米作付面積６,３００ｈａを含む)とした。

イ　生産者と実需との事前契約を推進し、売れ残りのない需要に応じた米づくりを進める。

ウ　「コシヒカリ」から作業性や収量が期待できる県オリジナル品種の「天のつぶ」や「里山のつぶ」への転換を進めるとともに、担い手への農地集積や直播、スマート農機等による低コスト栽培技術の導入を推進しコスト削減に取り組む。

エ　酒造好適米については、「コメ新市場開拓等促進事業」の活用を促しながら、県内蔵元の需要に応じた生産を推進する。

（２）備蓄米

ア　政府備蓄米の取組については、買入れ価格の水準等が不透明であるものの、状況を見極めながら、本県優先枠３１，６０６トンの確保に向けて推進する。

イ　備蓄米は、食料安全保障の観点で重要であり、主食用米品種で取り組めることから、取り組みについて広く生産者に周知する。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

（ア）多収品種での取組を推進するとともに、適切な肥培管理を促す。

（イ）県農林事務所等の技術支援のもと、単収の向上を図る。

イ　米粉用米

低コスト栽培を推進し、「コメ新市場開拓等促進事業」の活用を促しながら、実需と産地の結びつきを推進し、取組拡大を推進する。

ウ　新市場開拓用米

低コスト栽培を推進し、「コメ新市場開拓等促進事業」の活用を促しながら、輸出用等の作付拡大を図る。

エ　ＷＣＳ用稲

（ア）大規模牧場の新設に伴い、ＷＣＳ用稲や飼料用とうもろこし等の需要拡大が見込まれることから、生産拡大と供給体制の構築を図る。

（イ）耕畜連携の取組を推進し、土づくりや低コスト化を図る。

オ　加工用米

加工用米は、酒造用に加え、加工米飯、みそ・醤油、米菓用等の実需と産地の結びつきを推進し、取組拡大を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物

ア　麦、大豆

（ア）近年、県内の加工業者等の需要が拡大していることから、県とＪＡグループで策定した「福島県産麦の推進方針」や「福島県産大豆の推進方針」に基づき、関係者が一体となって地産地消の取組拡大を推進する。

（イ）農林事務所が設置している「モデル地区」や令和８年度から予定しているＪＡグループ福島チャレンジファームの成果を基に、既存団地の規模拡大のほか、他地域への水平展開を目指す。

（ウ）低コスト栽培を推進し、「畑作物産地形成促進事業」の活用を促しながら、作付拡大を図る。

イ　飼料作物

（ア）大規模牧場の新設に伴い、ＷＣＳ用稲や飼料用とうもろこし等の需要拡大が見込まれることから、生産拡大と供給体制の構築を図る。

（イ）子実用とうもろこしは、農林事務所の設置している実証ほの成果を基に、省力的な大豆等畑作物の輪作体系の品目として位置づけ、大規模経営体を中心に推進する。

ウ　さらに基盤整備事業や地域計画と連動した団地化や面的拡大に向けた取組についても協議・検討を行う。

（５）そば、なたね

そばは、畑地化による面積減少が見込まれるものの、地域における転換作物の主力であることから、産地交付金による支援を継続し、排水対策の徹底による収量安定と品質向上を図る。

なたねは、相双地方の営農再開が本格的に進んでいない地域において、水稲作付の先駆けとなる位置付けとしての作付が進んでいるほか、地域振興のための油料作物として遊休農地の解消にも寄与しており、生産拡大とともに収量の向上と安定化を図る。

（６）地力増進作物

地力増進作物については、計画的な土づくりを進めるため、地域農業再生協議会で設定した地力増進作物のすき込み等による土壌改良・土づくりを産地交付金で支援する。

（７）高収益作物

ア　地域農業再生協議会が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、関係者が一体となった推進を図る。

イ　基盤整備事業の進捗や地域計画の策定状況に併せて、団地化や面的拡大に向けた取組を推進する。

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	67,000	0	60,700	0	60,700	0
備蓄米	0	0	6,300	0	6,300	0
飼料用米	1,440	0	500	0	500	0
米粉用米	20	0	30	0	30	0
新市場開拓用米	98	0	150	0	150	0
WCS用稲	865	0	1,200	0	1,200	0
加工用米	946	0	1,500	0	1,500	0
麦	367	0	489	0	489	0
大豆	804	10	1,232	10	1,232	10
飼料作物	1,523	1	1,700	25	1,700	25
・子実用とうもろこし	50	0	50	0	50	0
そば	1,297	104	1,100	110	1,100	110
なたね	103	0	87	0	87	0
地力増進作物	2	0	5	0	5	0
高収益作物	808	0	892	0	892	0
・野菜	669	0	750	0	750	0
・花き・花木	75	0	85	0	85	0
・果樹	38	0	36	0	36	0
・その他の高収益作物	26	0	21	0	21	0
その他	35	0	35	0	35	0
・酒造好適米	35	0	35	0	35	0
・雑穀	0	0	0	0	0	0
・青刈り稲	0	0	0	0	0	0
・その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	110	0	200	0	200	0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	令和７年度 前年度（実績）	令和８年度 目標値
1	飼料用米(多収品種) (基幹作物)	【県枠】 飼料用米多収品種 推進助成	飼料用米多収品種の 取組面積	1,368ha	500ha
			60kg当たりの生産費	10,162円/60kg	11,661円/60kg
2	加工用米 (基幹作物)	【県枠】 加工用米複数年 契約助成	加工用米の作付面積	946ha	1,500ha
			複数年契約の取組面積	256ha	1,200ha
3	新市場開拓用米 (基幹作物)	【県枠】 新市場開拓用米 取組拡大助成	新市場開拓用米の 取組面積	98ha	150ha
			10a当たりの収量	579kg/10a	600kg/10a
4	飼料用トウモロコシ (青刈り(サイレージ) 及び子実用) (基幹作物)	【県枠】 飼料用トウモロコシ 助成	青刈り(サイレージ) の取組面積	241ha	258ha
			10a当たりの収量	4,135kg/10a	4,910kg/10a
			子実用トウモロコシ の取組面積	36ha	25ha
			10a当たりの収量	443kg/10a	600kg/10a
5	麦 (基幹作物)	【県枠】 麦･大豆生産 拡大助成	麦の取組面積	341ha	446ha
			10a当たりの収量	209kg/10a	350kg/10a
	大豆 (基幹作物)		大豆の取組面積	788ha	1,080ha
			10a当たりの収量	109kg/10a	180kg/10a
6	そば (基幹作物)	【国枠】 そば・なたね 助成	そばの取組面積	1,297ha	1,055ha
	なたね (基幹作物)		なたねの取組面積	103ha	87ha
7	新市場開拓用米 (基幹作物)	【国枠】 新市場開拓用米 助成	新市場開拓用米の 取組面積	98ha	150ha
8	新市場開拓用米 (基幹作物)	【国枠】 新市場開拓用米 の複数年契約助成	複数年契約の 取組面積	14ha	20ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福島県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	【県枠】飼料用米多収品種推進助成	1	5,000	飼料用米(多収品種)(基幹作物)	低コスト生産の取組
2	【県枠】加工用米複数年契約助成	1	20,000	加工用米(基幹作物)	品質向上並び低コスト生産の取組
3	【県枠】新市場開拓用米取組拡大助成	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作物)	低コスト生産の取組
4	【県枠】飼料用トウモロコシ助成	1	6,000	飼料用トウモロコシ(基幹作物)	低コスト生産の取組
5	【県枠】麦・大豆生産拡大助成	1	7,000	麦・大豆(基幹作物)	低コスト生産の取組
6	【国枠】そば・なたね助成	1	20,000	そば・なたね(基幹作物)	作付面積に応じて支援
7	【国枠】新市場開拓用米助成	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作物)	作付面積に応じて支援
8	【国枠】新市場開拓用米の複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米(基幹作物)	複数年契約及び作付面積に応じて支援 ただし、令和8年度コメ新市場開拓等促進事業の採択者に限る

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。